

事務連絡
平成31年4月15日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

消防設備士に対する講習の受講義務の周知について

消防法では、消防用設備等が適正に設置、維持管理されるように、一定の消防用設備等については消防設備士が工事又は整備を行うこと、また、消防用設備等の工事又は整備の業務に従事しているか否かにかかわらず、すべての消防設備士が消防用設備等の工事又は整備に関する講習を定期的に受けることを義務付けています。

このたび、消防庁では、消防設備士が講習の受講義務があることを周知するため、別添のとおりホームページに掲載することとしました。都道府県及び消防本部におかれましても、下記のとおり周知にご協力をいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 消防本部に所属する職員にあっては、消防設備士の資格を保有する者が多いと考えられることから、これらの職員に対し、「すべての消防設備士の資格を有する者は、消防用設備等の工事又は整備の業務に従事しているか否かにかかわらず講習の受講義務があること」を周知すること。
- 2 都道府県及び消防本部のホームページにより、すべての消防設備士に講習の受講義務があることを周知すること。その際、別添の消防庁ホームページの内容を参考とすること。

消防庁予防課設備係 田中、中野（晋） TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

消防設備士は、都道府県知事が行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を定期的に受けなければならないとされており、現在消防用設備等の点検、工事などの業務に従事しているか否かにかかわらず、定期的に講習を受講する必要があります。

消防設備士免状を所有し、受講されていない方は、速やかに受講してください。

【関係法令】

消防法第17条の10

消防設備士は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事（総務大臣が指定する 市町村長その他の機関を含む。）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

消防法施行規則第33条の17

消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。

2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。

3 (略)